

元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、「ひろしま里山・チーム500」（以下、「チーム500」という。）の登録者が地域を巻き込み、地域と協働して行う新たな取組の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、元気さとやま応援プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱による。

(定義)

第2条 この要綱において、次号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

広島県中山間地域振興条例（平成25年10月施行）第2条に定める地域をいう。

(2) チーム500

中山間地域振興計画の柱である人づくりの着実な推進に向けて、地域と関わりを持ちながら様々な活動に取り組んでいる実践者がつながり、地域づくり活動の輪を更に広げていくための登録型人材プラットフォームをいう。

(補助金交付の対象等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者、経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 事業予算書（様式第3号）

(3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の内容及び経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記様式第4号の変更承認申請書に次の書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けること。

ア 事業変更計画書（様式第5号）

イ 事業変更予算書（様式第6号）

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第7号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。この場合において、概算払を受けた補助金は、知事に返還しなければならない。

- (3) 災害等により、補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記様式第8号の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (4) 交付決定を受けた者（補助対象者が「チーム500」の登録者の場合に限る。）が死亡したときは、速やかに法定相続人又は相続財産の管理人が別記様式第9号の死亡報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

2 前項第1号の軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助対象事業において、当初の目的達成に支障のない細部について変更を行う場合
- (2) 補助対象事業の補助金交付決定額について、20パーセント以内の減額を行う場合

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して14日以内とし、別記様式第10号の交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

(地位の承継)

第7条 交付決定を受けた者（補助対象者が「チーム500」の登録者の場合に限る。）が死亡した場合において、補助事業の承継を希望する者は、別記様式第11号の地位の承継に係る承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けることで、補助金の交付を受ける地位を承継することができる。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による報告を、知事は、必要に応じて、補助事業の実施状況等について、随時に報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第12号のとおりとし、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第12条の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施状況報告書（様式第13号）
- (2) 事業決算書（様式第14号）
- (3) 支出証拠書類及び事業の成果に関する書類など知事が必要と認めるもの

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定後に概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第15号の補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定したときに、既にその額を超える補助金を交付している場合は、当該部分の返還を命じるものとする。この場合、返還期

限は当該返還命令のあった日から 20 日以内とし、期限内に納付がないとき（災害その他社会経済情勢の変化など、補助事業者の責に帰すことが困難な事情によるものを除く。）は、未納に係る金額に対して、その未納の期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を広島県に納付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 11 条 知事は、補助事業者において、次に掲げる事項に該当する行為等があったときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- （1）法令、本要綱又は知事の処分に違反したとき
 - （2）本補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
 - （3）補助対象事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
 - （4）交付決定後に生じた事情変更等により、補助事業の全部又は一部について実施する必要がなくなったとき
 - （5）交付決定を受けた者（補助対象者が「チーム 500」の登録者の場合に限る。）が死亡し、法定相続人又は相続財産の管理人等が引き継いで補助事業を実施することができなくなったとき
 - （6）補助事業完了前に、補助金交付の目的が達成できないことが客観的に明らかになったとき
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。この場合、前項第 4 号、5 号及び 6 号（災害その他社会経済情勢の変化など、補助事業者の責に帰すことが困難な事情によるものに限る。）の場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（帳簿等の保存期間）

第 12 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間（次条第 2 項に規定する財産がある場合にあっては、同条第 3 項に定める期間又は 5 年のいずれか長い期間）とする。

（財産の管理及び処分）

第 13 条 本補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を設け、補助対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第 22 条の規定により処分を制限する取得財産等は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第 16 号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第 22 条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。
- 4 本補助金により取得し、又は借用した土地または建物（付帯設備を含む。）については、第 1 項から第 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項中「取得財産等」とあるのは、「土地または建物（付帯設備を含む。）」と、「取得価格又は効用の増加額」とあ

るのは、「取得価格及び効用の増加額の合計額」と、第3項の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間」とあるのは、「当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。

（雑則）

第14条 この交付要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額 (1件当たり)
「チーム500」の 登録者 及び 登録者が所属する法 人・団体	チーム500登録者が発起人となり、主体的に、地域を巻き込み、地域と協働して行う新たな取組の実施に直接的に必要な立ち上げ経費	2/3	1,000千円

(様式第1号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
補助金交付申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請
します。

1 事業の名称

2 事業に要する経費 円
うち補助申請額 円

3 事業計画書・予算書
別紙様式第2号及び様式第3号のとおり

4 その他
・(申請者が所属する団体がある場合) 団体等の概要が分かる書類

(様式第2号)

事業計画書

1 事業の名称

2 実施地域

(注) 広島県中山間地域振興条例（平成25年10月施行）第2条の規定に定める中山間地域を記載すること。

3 事業概要

(注) 社会的背景や地域の現状を踏まえた事業の必要性も含め記載すること。

4 事業スケジュール

当年度	事業実施予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
翌年度 以降	

5 事業効果

期待される 効果	
効果の 実証方法	

6 地域等との協働内容

(注) 事業を協働して行う地域における自治組織や企業等と事業に関わる人数を記載すること。

※申請に当たり、事前に協議を行った関係市町の担当所属・協議項目を記載

所 属	協議項目

(様式第3号)

事業予算書

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

(注)「区分」の欄には、講師等謝金、旅費、印刷製本費、委託料、備品購入費などを記載すること。

「備考」の欄には、収入及び支出毎の概要（収入：補助金、支出：講師謝金など）を記載すること。

金額の根拠となる書類（カタログ、見積書等）を添付すること。

(様式第4号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
変更承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの交付対象
事業を変更したいので、元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第5条第1項第
1号の規定により申請します。

(別紙様式第5号及び様式第6号を作成し提出すること。)

(様式第5号)

事業変更計画書

1 事業変更の理由

2 事業変更の内容

3 事業変更後のスケジュール

当年度	事業実施予定期間 変更前：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 変更後：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
翌年度 以降	

(様式第6号)

事業変更予算書

○変更前

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

○変更後

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

(注)「区分」の欄には、講師等謝金、旅費、印刷製本費、委託料、備品購入費などを記載すること。

「備考」の欄には、収入及び支出毎の概要（収入：補助金、支出：講師謝金など）を記載すること。

金額の根拠となる書類（カタログ、見積書等）を添付すること。

(様式第7号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた交付対象事業
を中止（廃止）したいので、元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第5条第1
項第2号の規定により申請します。

- ・ 事業の中止（廃止）の理由

(様式第8号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
事故報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの交付対象事業について事故があったので、元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第5条第1項第3号の規定により報告します。

- 1 事故の内容及び原因
- 2 事業の進捗状況
- 3 事故のあった事業に要した経費
- 4 事故に対する措置及び対応

(注) 事故の理由を証する書類等を添付すること。

(様式第9号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
死亡報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

【届出人】

住 所 〒

氏 名

(死亡した者との関係 :)

連絡先 TEL :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けたこの交付対象
事業について申請者が 月 日に死亡したので、元気さとやま応援プロジェクト補助金
交付要綱第5条第1項第4号の規定により報告します。

(様式第 10 号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
交付申請取下届出書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた交付対象事業
を取り下げたいので、元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第 6 条の規定によ
り承認を申請します。

- ・ 取下げの理由

(様式第 11 号)

地位の承継に係る承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

【届出人】

住 所 〒

氏 名

(死亡した者との関係 :)

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年 月 日付けで交付決定を受けたこの交付対象事業について、 月 日に死亡した申請者の地位を承継し、この事業を実施したいので、元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

(様式第 12 号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
完了 (実績) 報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた交付対象事業
が完了したので、元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に
より実績を報告します。

1 事業の名称

2 事業に要した経費 円
うち補助申請額 円

3 事業結果報告書
別紙のとおり

4 その他

(注) 活動記録 (活動内容が分かる資料、写真、ポスター、チラシ、リーフレット
等) を添付してください。

(様式第 13 号)

事業実施状況報告書

1 事業の名称

2 実施地域

(注) 広島県中山間地域振興条例（平成 25 年 10 月施行）第 2 条の規定に定める中山間地域を記載すること。

3 事業概要

4 事業実績（活動経過）

当年度	事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
翌年度以降 計画	

5 事業効果

現時点 における 効果	
今後 見込まれる 効果	

6 地域等との協働内容実績

(注) 事業を協働して行った地域における自治組織や企業等と事業に関わる人数を記載すること。

(様式第 14 号)

事業決算書

1 収入の部

区 分	金 額	備 考
計		

2 支出の部

区 分	金 額	備 考
計		

(注) 「区分」の欄には、講師等謝金、旅費、印刷製本費、委託料、備品購入費などを記載すること。

「備考」の欄には、収入及び支出毎の概要（収入：実行委員会補助金、支出：講師謝金など）を記載すること。

金額の根拠となる領収書を添付すること。

(様式第 15 号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
補助金精算(概算)払請求書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 TEL :

E-MAIL :

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた交付対象事業
について、元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、
次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 概算払受領済額 金 _____ 円
- 3 今回請求額 金 _____ 円
- 4 残 額 金 _____ 円

5 概算払を請求する理由

(注) 精算払を請求する場合は、「5 概算払を請求する理由」は記載不要

6 振込先

銀行名	支店名	口座 種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義
		普通 ・ 当座		

(様式第 16 号)

令和 年度 元気さとやま応援プロジェクト
財産処分承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

【申請者】

住 所 〒

氏 名

連絡先 T E L :

E-MAIL :

令和 年度元気さとやま応援プロジェクト補助金に係る財産処分の承認を受けたい
ので、元気さとやま応援プロジェクト補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、次の
とおり申請します。

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由